

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について

このことについて、教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正したので、別添案を添えて請議します。

令和2年3月25日提出

教育長 長谷川 洋

説 明

この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例及び愛知県局設置条例の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるからである。

## 教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正の概要

### 1 改正の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正に伴う規定の整理

### 2 改正の内容

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条第一項の規定に基づく職務権限の特例に関する条例及び愛知県局設置条例の一部改正が行われ、文化財の保護に関する業務が知事に移管するため、関係規定を整理するもの

### 3 施行期日

2020年4月1日

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任等に関する規則（平成二十七年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条中「第九号」を「第八号」に改める。

附 則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

新

(事務の委任)

第二条 教育委員会は、法第二十五条第二項各号に掲げる事務及び次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

一 略

二 請願及び陳情の処理に関すること。

三 講演会、競技会等の主催、共催及び後援に関すること。

四 県立学校の入学者の選抜に関すること。

五 教科用図書の採択に関すること。

六 職員団体等との交渉に関すること。

七 重要な行政処分に関すること。

八 前各号に掲げる事務のほか、重要又は異例と認められる事項に関すること。

(事務の専決)

第四条 教育委員会は、法第二十五条第二項各号に掲げる事務及び第二条各号(第八号を除く。)に掲げる事務を教育長又は教育委員会の事務局若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に専決させることができる。

旧

(事務の委任)

第二条 同上

一 略

二 文化財の指定及び解除に関すること。

三 請願及び陳情の処理に関すること。

四 講演会、競技会等の主催、共催及び後援に関すること。

五 県立学校の入学者の選抜に関すること。

六 教科用図書~~の採択~~に関すること。

七 職員団体等との交渉に関すること。

八 重要な行政処分に関すること。

九 前各号に掲げる事務のほか、重要又は異例と認められる事項に関すること。

(事務の専決)

第四条 教育委員会は、法第二十五条第二項各号に掲げる事務及び第二条各号(第九号を除く。)に掲げる事務を教育長又は教育委員会の事務局若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員に専決させることができる。